

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第1 一般原則・基本方針</p>	<p>(1) 指定障害児通所支援事業者等は、障害児が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めているか。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しているか。</p> <p>(3) 指定障害児通所支援事業者等は、当該事業者棟を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めているか。</p> <p>(4) 指定障害児通所支援事業者棟は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、府、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(5) 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(6) 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行っているか。</p>	<p>法21条の5の17</p> <p>平24厚令15第3条第1項 条例第3条第1項</p> <p>平24厚令15第3条第2項 条例第3条第2項</p> <p>平24厚令15第3条第3項 条例第3条第3項</p> <p>平24厚令15第3条第4項 条例第3条第4項</p> <p>平24厚令15第4条 条例第5条</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 児童発達支援センター以外の事業所</p> <p>①指導員又は保育士</p>	<p>指導員又は保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上になっているか。また、指導員又は保育士のうち、1人以上は常勤であるか。</p> <p>イ 障害児の数が10までのもの 2以上</p> <p>ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>平24厚令15第5条第1項 第1号 条例第6条第1項 第1号</p> <p>平24厚令15第5条第5項 条例施行規則 第2条第1項1号</p>
<p>②児童発達支援管理責任者</p>	<p>児童発達支援管理責任者の数は1以上になっているか。また、このうち1人以上は専任かつ常勤となっているか。</p> <p>◎ 児童発達支援管理責任者は、障害児に対する効果的かつ適切な指定通所支援を行う観点から、適切な方法</p>	<p>平24厚令15第5条第1項 第2号</p> <p>平24厚令15第5条第6項</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>により、通所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定児童発達支援事業所ごとに置くこととしたものである（他のサービス種類についても同趣旨。）</p> <p>◎ 児童発達支援管理責任者の要件</p> <p>実務経験者</p> <p>① イ及びロの期間を通算した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者</p> <p>② ニの期間を通算した期間が十年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者</p> <p>③ イ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上かつへの期間が通算して五年以上である者</p> <p>イ 次に掲げる者が相談支援業務（※日常生活を営むのに支障がある者、児童へ日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導その他の支援を行う業務）に従事した期間</p> <p>(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従業者</p> <p>(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センターの従業者</p> <p>(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者</p> <p>(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者</p> <p>(5) 学校（大学を除く。以下同じ。）の従業者</p> <p>(6) 保険医療機関の従業者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 社会福祉主事任用資格者</p> <p>② 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められるもの</p> <p>③ 国資格等（※1）を有している者</p> <p>④ 上記（1）から（5）に掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上（※2）である者</p> <p>ロ ①から④に掲げる資格を有するものであって（1）から（5）に掲げる者が直接支援業務（※日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護、介護者への介護の指導、動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）、その訓練等を行う者に対する指導その他職業訓練、職業教育に係る業務）に従事した期間</p> <p>① 社会福祉主事任用資格者</p> <p>② 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了</p>	<p>条例第6条第1項第2号 平24障発0330第12号 第三 1(1)②</p> <p>平24厚告230</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>する等により相談支援の業務を行うための必要な知識及び技術を修得したと認められるもの</p> <p>③ 保育士</p> <p>④ 児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p> <p>(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者</p> <p>(2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者</p> <p>(3) 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所の従業者</p> <p>(4) 特例子会社、助成金受給授業所の従業者</p> <p>(5) 学校の従業者</p> <p>ハ 次に掲げる期間を合算した期間</p> <p>① 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者が相談支援の業務に従事した期間</p> <p>② 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間”</p> <p>ニ 口の(1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間</p> <p>ホ 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間</p> <p>へ 国家資格有資格者(※1)を有している者がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</p> <p>(※1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士</p> <p>(※2) 「1年以上」：業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上</p>	

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
③機能訓練担当職員	<p>上記①②に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置いているか。</p> <p>この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>◎ 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員の訓練を担当する職員を置くこととし、この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができるものと定めたものである（他のサービス種類についても同趣旨）。</p>	<p>24厚令15 第5条第2項 条例第6条第4項</p> <p>条例施行規則 第2条第2項</p> <p>平24障発0330 第12号 第三 1 (1) ③</p>
④管理者	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>平24厚令15 第7条 条例第8条</p>
(2) 児童発達支援センター以外で、主として重症心身障害児が通う事業所		
①嘱託医	<p>嘱託医を1以上置いているか。</p>	<p>平24厚令15 第5条第3項 条例第6条第3項</p>
②看護師	<p>看護師を1以上置いているか。</p>	
③児童指導員又は保育士	<p>児童指導員又は保育士を1以上置いているか。</p>	<p>条例施行規則 第2条第3項</p>
④機能訓練担当職員	<p>機能訓練担当職員は1以上置いているか。</p>	
⑤児童発達支援管理責任者	<p>児童発達支援管理責任者を1以上置いているか。</p>	
⑥管理者	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>平24厚令15 第7条 条例第8条</p>
(3) 児童発達支援センターである児童発達支援事業所		
①嘱託医	<p>嘱託医を1以上置いているか。</p>	<p>平24厚令15 第6条第1項</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
②児童指導員及び保育士	イ 児童指導員及び保育士の総数が、指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上となっているか。 ロ 児童指導員を1以上置いているか。 ハ 保育士を1以上置いているか。	条例第7条第1項 条例施行規則 第3条第1項
③栄養士	栄養士を1以上置いているか。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、栄養士を置かないことができる。	
④調理員	調理員を1以上置いているか。ただし、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	
⑤児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者の数は1以上になっているか。	
⑥機能訓練担当職員	前記①から⑤に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置いているか。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 ◎ 上記②から⑥に規程する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、③の栄養士及び④の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	平24厚令15 第6条第2項 条例第7条第2項 条例施行規則 第3条第2項 平24厚令15 第6条第6項
⑦管理者	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	平24厚令15 第7条 条例第8条
(4) 児童発達支援センターで、主として難聴児が通う事業所		
①嘱託医	嘱託医を1以上置いているか。	平24厚令15 第6条第3項
②児童指導員及び保育士	イ 児童指導員及び保育士の総数が、指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上となっているか。 ロ 児童指導員を1以上置いているか。 ハ 保育士を1以上置いているか。	条例第7条第3項
③栄養士	栄養士を1以上置いているか。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、栄養士を置かないことができる。	
④調理員	調理員を1以上置いているか。ただし、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
⑤児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者の数は1以上になっているか。	
⑥言語聴覚士	言語聴覚士を指定児童発達支援の単位ごとに4以上置いているか。この場合、言語聴覚士の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	
⑦機能訓練担当職員	機能訓練担当職員を、機能訓練を行うために必要な数置いているか。（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）この場合、機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	
	◎ 上記②から⑦に規程する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、③の栄養士及び④の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	平24厚令15 第6条第6項
⑧管理者	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	平24厚令15 第7条 条例第8条
(5) 児童発達支援センターで、主として重症心身障害児が通う事業所		
①嘱託医	嘱託医を1以上置いているか。	平24厚令15 第6条第3項
②児童指導員及び保育士	イ 児童指導員及び保育士の総数が、指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上となっているか。 ロ 児童指導員を1以上置いているか。 ハ 保育士を1以上置いているか。	条例第7条第4項 条例施行規則 第3条第4項
③栄養士	栄養士を1以上置いているか。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、栄養士を置かないことができる。	
④調理員	調理員を1以上置いているか。ただし、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	
⑤児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者の数は1以上になっているか。	
⑥看護師	看護師を1以上置いているか。この場合、看護師の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	
⑦機能訓練担当職員	機能訓練担当職員を1以上置いているか。この場合、機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>⑧管理者</p>	<p>◎ 上記②から⑦に規程する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、③の栄養士及び④の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>平24厚令15第6条第6項 条例第7条第6項</p> <p>平24厚令15第7条 条例第8条</p>
	<p>2 従たる事業所を設置する場合における特例</p> <p>イ 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（以下において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下において「従たる事業所」という。）を設置することができる。</p> <p>ロ 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。</p>	<p>平24厚令15第8条第1項 条例第9条第1項 条例施行規則第4条</p> <p>平24厚令15第8条第2項</p>
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>(1) 児童発達支援センター以外の事業所</p>	<p>指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>平24厚令15第9条第1項 条例第10条第1項</p>
<p>① 指導訓練室</p>	<p>指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。</p>	<p>平24厚令15第9条第2項 条例第10条第2項</p>
<p>② 設備及び備品等</p>	<p>設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものであるか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>平24厚令15第9条第3項 条例第10条第3項</p>
<p>(2) 児童発達支援センター（主として知的障害児が通う事業所）</p>	<p>指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。</p>	<p>平24厚令15第10条第1項 条例第11条第1項</p>
<p>① 指導訓練室</p>	<p>指導訓練室の設備の基準は次のとおりとしているか。</p> <p>イ 定員は、おおむね10人とすること。</p> <p>ロ 障害児一人当たりの床面積は、2.47㎡以上とすること。</p>	<p>平24厚令15第10条第2項 第1号 条例第11条第2項第1号</p>
<p>②遊戯室</p>	<p>遊戯室の障害児一人当たりの床面積は、1.65㎡以上としているか。</p>	<p>平24厚令15第10条第2項</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
③屋外遊技場	屋外遊技場を設置しているか。（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）	第2号 条例第11条 第2項第2号
④医務室	医務室を設置しているか。	平24厚令15 第10条第1項 条例第11条 第1項
⑤相談室	相談室を設置しているか。	
⑥調理室	調理室を設置しているか。	
⑦便所	便所を設置しているか。	
⑧設備及び備品	指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。	
⑨静養室	主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は、静養室を設置しているか。	条例第11条第3項
(3) 児童発達支援センターで、主として難聴児が通う事業所	上記①から④に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとしているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	平24厚令15 第10条第4項 条例第11条 第4項
	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。	平24厚令15 第10条第1項 条例第11条 第1項
	①指導訓練室	指導訓練室を設置しているか。
	②遊戯室	遊戯室を設置しているか。
	③屋外遊技場	屋外遊技場を設置しているか。（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）
	④医務室	医務室を設置しているか。
	⑤相談室	相談室を設置しているか。
	⑥調理室	調理室を設置しているか。
	⑦便所	便所を設置しているか。
	⑧設備及び備品	指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。
⑨聴力検査室	主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は、聴力検査室を設置しているか。	条例第11条第3項

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>(4) 児童発達支援センターで、主として重症心身障害児が通う事業所</p> <p>①指導訓練室</p> <p>②遊戯室</p> <p>③屋外遊技場</p> <p>④医務室</p> <p>⑤相談室</p> <p>⑥調理室</p> <p>⑦便所</p> <p>⑧設備及び備品</p>	<p>指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。</p> <p>指導訓練室を設置しているか。</p> <p>遊戯室を設置しているか。</p> <p>屋外遊技場を設置しているか。（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）</p> <p>医務室を設置しているか。</p> <p>相談室を設置しているか。</p> <p>調理室を設置しているか。</p> <p>便所を設置しているか。</p> <p>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。 ◎ 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては②遊戯室③屋外遊戯場④医務室及び⑤相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。</p>	<p>平24厚令15第10条第1項 条例第11条第1項</p>
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 利用定員</p> <p>2 内容及び手続の説明及び同意（重要事項説明）</p>	<p>指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上としているか。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮を行っているか。</p> <p>◎ 指定児童発達支援事業所は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定児童発達支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の利用申込者が施設を選択するために必要な重要事項について、障害</p>	<p>平24厚令15第11条 条例第12条</p> <p>平24厚令15第12条第1項 条例第13条第1項</p> <p>平24厚令15第12条第2項 条例第13条第2項</p> <p>平24障発0330第12号 第三 3(2)</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>児の障害の特性に応じた適切な配慮を心がけ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定児童発達支援事業所から指定児童発達支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>また、利用申込者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容 ③ 当該指定児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定児童発達支援の提供開始年月日 ⑤ 指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口 <p>を記載した書面を交付すること。</p>	
3 契約支給量の報告等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量その他の必要な事項（以下、(3)及び第(4)において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 (3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 (4) 通所受給者証記載事項に変更があった場合前記(1)から(3)規定に準じて取り扱っているか。 	<p>平24厚令15第12条第1項～第4項 条例第14条第1項</p> <p>条例第14条第2項</p> <p>条例第14条第3項</p> <p>条例第14条第4項</p>
4 提供拒否の禁止	<p>指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>◎ 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。 	<p>平24厚令15第14条 条例第15条</p> <p>平24障発0330第12号 第三 3(4)</p>
5 連絡調整に対する協力	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>平24厚令15第15条 条例第16号</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	◎ 指定児童発達支援事業者は、市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定通所支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならない。	平24障発0330第12号 第三 3(5)
6 サービス提供困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第16条 条例第17条
7 受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平24厚令15第17条 条例第18条
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令15第18条第1項 条例第19条第1項 平24厚令15第18条第2項 条例第19条第2項
9 心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	平24厚令15第19条 条例第20条
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15第20条第1項 条例第21条第1項 平24厚令15第20条第2項 条例第21条第2項
11 サービスの提供の記録	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	平24厚令15第21条第1項 条例第22条第1項 平24厚令15第21条第2項 条例第22条第2項

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
12 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平24厚令15第22条第1項 条例第23条第1項
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い同意を得ているか。ただし、次の13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。	平24厚令15第22条第2項 条例第23条第2項
13 通所利用者負担額の受領	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	平24厚令15第23条第1項 条例第24条第1項
	◎ 法定代理受領サービスとして提供される指定児童発達支援についての利用者負担額として、通所給付決定保護者の家計の負担能力等をしん酌して児童福祉法施行令において定める額の支払いを受けなければならないことを規定したものである。	平24障発0330第12号 第三 3(12)①
	(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。	平24厚令15第23条第2項 条例第24条第2項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。	平24厚令15第23条第3項 条例第24条第3項
	一 食事の提供に要する費用 二 日用品費 三 一・二に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。これについては、「平24障発0330第31号 障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」の通知を参照のこと。	条例施行規則第6条
(4) 指定児童発達支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	平24厚令15第23条第5項 条例第24条第4項	
(5) 指定児童発達支援事業者は、前記(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	平24厚令15第23条第6項 条例第24条第5項	

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p>	平24厚令15第24条 条例第25条
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	平24厚令15第25条第1項 条例第26条第1項 平24厚令15第25条第2項 条例第26条第2項
16 指定児童発達支援の取扱方針	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>◎ 支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い常にその改善を図っているか。 ◎ 第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。</p>	平24厚令15第26条第1項 条例第27条第1項 平24厚令15第26条第2項 条例第27条第2項 平24障発0330第12号 第三 3 (15) ② 平24厚令15第26条第3項 平24障発0330第12号 第三 3 (15) ③ 条例第27条第3項
17 児童発達支援計画の作成等	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>◎ 児童発達支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容（行事や日課等も含む）、指定児童発達支援を提供する上での留意</p>	平24厚令15第27条第1項 条例第28条第1項 平24障発0330第12号 第三 3 (16) ①

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>事項等記載すること。なお、児童発達支援計画の様式については、各指定事業所毎に定めるもので差し支えない。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>◎ 児童発達支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。 この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について</p>	<p>平24厚令15第27条第2項 条例第28条第2項</p> <p>平24障発0330第12号 第三 3(16)①</p> <p>平24厚令15第27条第3項 条例第28条第3項</p> <p>平24厚令15第27条第4項 条例第28条第4項</p> <p>平24厚令15第27条第5項 条例第28条第5項</p> <p>平24厚令15第27条第6項 条例第28条第6項</p> <p>平24厚令15第27条第7項 条例第28条第7項</p> <p>平24厚令15第27条第8項 条例第28条第8項</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>解決すべき課題を把握し、少なくとも6箇月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 児童発達支援計画に変更のあった場合は、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>◎ 児童発達支援管理責任者は、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、当該児童発達支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、児童発達支援計画の原案を作成し、以下の手順により児童発達支援計画に基づく支援を実施するものである。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 通所給付決定保護者へ当該通所支援計画を交付すること</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 当該児童発達支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、児童発達支援計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6箇月に1回以上、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得ること。</p>	<p>平24厚令15第27条第9項 条例第28条第9項</p> <p>条例施行規則第7条</p> <p>平24厚令15第27条第10項 条例第28条第10項</p> <p>平24障発0330第12号 第三 3(16)②</p>
18 児童発達支援管理責任者の責務・相談及び援助	<p>児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成等の業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>(1) 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	<p>平24厚令15第28条 条例第29条 条例施行規則第8条</p> <p>平24厚令15第29条 条例第30条</p>
19 指導、訓練等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第30条第1項 条例第31条第1項</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p>	<p>平24厚令15第30条第2項 条例第31条第2項</p> <p>平24厚令15第30条第3項 条例第31条第3項</p> <p>平24厚令15第30条第4項 条例第31条第4項</p> <p>平24厚令15第30条第5項 条例第31条第5項</p>
20 食事（児童発達支援センターである事業所に限る）	<p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとしているか。</p> <p>(2) 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであるか。</p> <p>(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。</p> <p>(4) 障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第31条第1項 条例第32条第1項</p> <p>平24厚令15第31条第2項 条例第32条第2項</p> <p>平24厚令15第31条第3項 条例第32条第3項</p> <p>平24厚令15第31条第4項 条例第32条第4項</p>
21 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p> <p>◎ 指定児童発達支援事業者は障害児の家族に対し、当該事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。</p>	<p>平24厚令15第32条第1項 条例第33条第1項</p> <p>平24厚令15第32条第2項 条例第33条第2項</p> <p>平24障発0330第12号 第三 3(21)②</p>
22 健康管理（児童発達支援センターであって、指定児童発達支援の事業を行う事業所に限る）	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>◎ 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所は、障害児の健康管理の把握に努め、医師又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講</p>	<p>平24厚令15第33条第1項 条例第34条第1項</p> <p>平24障発0330第12号 第三 3(22)①</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令						
	<p>じることとしたものである。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、右欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">左 欄</th> <th style="width: 50%;">右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td> <td>通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td> <td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </tbody> </table>	左 欄	右 欄	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>平24厚令15第33条第2項 条例第34条第2項</p>
左 欄	右 欄							
児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断							
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断							
	<p>(3) 指定児童発達支援事業所の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。</p> <p>◎ 指定児童発達支援事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきことを規定し、特に障害児の食事の準備等にあたり注意を払うこととしたものである。</p>	<p>平24厚令15第33条第3項 条例第34条第3項</p> <p>平24障発0330第12号 第三 3 (22)②</p>						
23 緊急時等の対応	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平24厚令15第34条 条例第35条</p>						
24 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平24厚令15第35条 条例第36条</p>						
25 管理者の責務	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に、「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平24厚令15）」第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第36条第1項 条例第37条第1項</p> <p>平24厚令15第36条第2項 条例第37条第2項</p>						
26 運営規程	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 	<p>平24厚令15第37条 条例第38条</p> <p>条例施行規則第9条</p>						

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 利用定員</p> <p>五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>十一 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十二 その他運営に関する重要事項</p> <p>◎ 四の「利用定員」について。 指定児童発達支援事業所において、同時に指定児童発達支援の提供を受けることができる障害児の数の上限をいうものである。 なお、複数の指定児童発達支援の単位が設置されている場合にあつては、当該指定児童発達支援の単位ごとに利用定員を定める必要がある。</p> <p>◎ 五の「指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」について 「指定児童発達支援の内容」については、指導、訓練の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものである。 また「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、「13 通所利用者負担額の受領」により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指すものである。</p> <p>◎ 六の「通常の事業の実施地域」について。 通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。こと。 なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。</p> <p>◎ 七の「サービスの利用に当たっての留意事項」について 障害児が指定児童発達支援の提供を受ける際に、障害児及び通所給付決定保護者が留意すべき事項（設備の利用上の留意事項等）を指すものである。</p> <p>◎ 九の「非常災害対策」について 「29 非常災害対策」において規定する、非常災害対策に関する具体的計画を指すものである。</p> <p>◎ 十の「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類」について 指定児童発達支援事業者は、障害種別にかかわらず障害児を受け入れることを基本とするが、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供する支援の専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対</p>	<p>平24障発0330 第12号 第三 3(26)① ～⑧</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
27 勤務体制の確保等	<p>象者」を定めることができることとしたものである。 この場合、当該対象者から指定児童発達支援の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定児童発達支援の提供を拒んではならないものである。</p> <p>◎ 十一の「虐待の防止のための措置に関する事項」について 「虐待の防止のための措置」については「障害者（児）施設における、虐待の防止について（平成17年10月20日付け当職通知）」により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、地方自治体に向け技術的助言を行っているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、障害児に対する虐待を、早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。</p> <p>具体的には、 ア 虐待防止に関する責任者の設置 イ 苦情解決体制の整備 ウ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものである。</p> <p>◎ 十二の「その他運営に関する重要事項」について 苦情解決の体制等施設の運営に関する事項を定めておくことが望ましい</p>	
	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>◎ 指定児童発達支援事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすることを定めたものである。</p>	<p>平24厚令15 第38条第1項 条例第39条第1項</p> <p>平24障発0330 第12号 第三 3(27)①</p>
	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>◎ 指定児童発達支援事業者は、原則として当該事業の従業者によって指定児童発達支援を提供すべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものである。</p>	<p>平24厚令15 第38条第2項 条例第39条第2項</p> <p>平24障発0330 第12号 第三 3(27)②</p>
	<p>(3) 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>◎ 指定児童発達支援事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものである。</p>	<p>平24厚令15 第38条第3項 条例第39条第3項 平24障発0330 第12号 第三 3(27)③</p>
28 定員の遵守	<p>指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の</p>	<p>平24厚令15</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p><定員の遵守の例外的取り扱い></p>	<p>定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。ただし、次のとおり、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>◎ 障害児に対する指定児童発達支援の提供に支障が生じることのないよう、原則として、指定児童発達支援事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該指定児童発達支援事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたものである。</p> <p>① 1日当たりの障害児の数 ア 利用定員 50人以下の場合 1日の障害児の数（児童福祉法第21条の6の規定により措置している障害児の数を含む。以下同じ）が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。 イ 利用定員 51人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員に当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること</p> <p>② 過去3月間の障害児の数 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員 11人以下の場合は、過去3月間の障害児の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p>	<p>第39条 条例第40条</p> <p>平24障発0330 第12号 第三 3(28)</p>
	<p>29 非常災害対策（災害、及び水害・土砂災害等の自然災害）</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。（児童発達支援センターについては、月に1回以上避難及び消火訓練を行っているか。）</p> <p>◎ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならない。</p> <p>◎ 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。</p> <p>◎ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。</p>	<p>平24厚令15 第40条第1項 条例第41条第1項</p> <p>基準第6条</p> <p>平24厚令15 第40条第2項 条例第41条第2項</p> <p>平24障発0330 第12号 第三 3(29)① ～④</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
30 衛生管理等	<p>◎「関係機関への通報及び連絡体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>◎ 指定児童発達支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗淨するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。このほか次の点に留意すること。</p> <p>ア 指定児童発達支援事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>	<p>平24厚令15 第41条第1項 条例第42条第1項</p> <p>平24厚令15 第41条第2項 条例第42条第2項</p> <p>平24障発0330 第12号 第三 3(30)</p>
31 協力医療機関	<p>指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p>	<p>平24厚令15 第42条 条例第43条</p>
32 掲示	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、31の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平24厚令15 第43条 条例第44条</p>
33 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下において「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平24厚令15 第44条第1項 条例第45条第1項</p> <p>平24厚令15 第44条第2項 条例第45条第2項</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
34 虐待等の禁止	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>◎ 虐待防止の具体的措置については、26運営規程 ⑩十一の「虐待の防止のための措置に関する事項」を参照のこと。</p>	<p>平24厚令15第45条 条例第46条</p> <p>平24障発0330第12号 第三 3 (33)</p>
35 懲戒に係る権限の濫用禁止（児童発達支援センターである事業所に限る）	<p>指定児童発達支援事業所の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し児童福祉法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。</p>	<p>平24厚令15第46条 条例第47条</p>
36 秘密保持等	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>◎ 指定児童発達支援事業者に対して、過去に当該指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきである。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者自立支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p> <p>◎ 従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定児童発達支援事業者は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族の同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>	<p>平24厚令15第47条第1項 条例第48条第1項</p> <p>平24厚令15第47条第2項 条例第48条第2項</p> <p>平24障発0330第12号 第三 3 (35)②</p> <p>平24厚令15第47条第3項 条例第48条第3項</p> <p>平24障発0330第12号 第三 3 (35)③</p>
37 情報の提供等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第48条第1項 条例第49条第1項</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
38 利益供与等の禁止	(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24厚令15第48条第2項 条例第49条第2項
	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者自立支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（以下において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平24厚令15第49条第1項 条例第50条第1項
39 苦情解決	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平24厚令15第49条第2項 条例第50条第2項
	(1) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第50条第1項 条例第51条第1項
	◎ 当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。	平24障発0330第12号 第三 3 (37)①
	(2) 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平24厚令15第50条第2項 条例第51条第2項
	◎ 苦情に対し指定児童発達支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定児童発達支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定児童発達支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。	平24障発0330第12号 第三 3 (37)②
(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、児童福祉法第21条の5の21第1項の規定により京都府知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して京都府知事が行う調査に協力するとともに、京都府知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令15第50条第3項 条例第51条第3項	
(4) 指定児童発達支援事業者は、京都府知事からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を京都府知事に報告しているか。	平24厚令15第50条第4項 条例第51条第4項	
(5) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調	平24厚令15第50条第5項	

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
40 地域との連携等	<p>査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。</p>	<p>条例第51条第5項</p> <p>平24厚令15 第51条第1項 条例第52条第1項</p> <p>平24厚令15 第51条第2項 条例第52条第2項</p>
41 事故発生時の対応	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>◎ このほか、以下の点に留意すること。</p> <p>① 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。</p> <p>② 指定児童発達支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。</p> <p>③ 指定児童発達支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考とすること</p>	<p>平24厚令15 第52条第1項 条例第53条第1項</p> <p>平24厚令15 第52条第2項 条例第53条第2項</p> <p>平24厚令15 第52条第3項 条例第53条第3項</p> <p>平24障発0330 第12号 第三 3(39)</p>
42 会計の区分	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平24厚令15 第53条 条例第54条</p>
43 記録の整備	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 「11 サービスの提供の記録」に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p style="margin-left: 20px;">二 児童発達支援計画</p> <p style="margin-left: 20px;">三 「24 通所給付決定保護者に関する市町村への通知</p>	<p>平24厚令15 第54条第1項 条例第55条第1項</p> <p>平24厚令15 第54条第2項 条例第5条 第2項</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>」に規定する市町村への通知に係る記録 四「33 身体拘束等の禁止(2)」に規定する身体拘束等の記録 五「39 苦情解決(2)」に規定する苦情の内容等の記録 六「41 事故発生時の対応(2)」に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	
第5 変更の届出等	<p>指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第18条の35に規定する事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を京都府知事に届け出ているか。</p>	法21条の5の19
第6 児童発達支援給付費の算定及び取扱い		法第21条の5の2
1 基本事項	<p>(1) 指定通所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号別表「障害児通所給付費単位数表」第1により算定する単位数に、平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定障害福祉サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(3) 障害児通所支援、指定入所支援、障害福祉サービスとの算定関係について 障害児通所給付費等については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定できないものであること。ただし、保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできない。また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定することはできない。 例えば、指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。 また、障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能であるが、同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。</p> <p>(4) 障害児通所支援のサービス提供時間について 障害児通所給付費の報酬の算定に当たって、当該障害児通所支援に係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要と</p>	<p>平 24 厚告 122 の一 平24厚令128</p> <p>平24厚告122の二</p> <p>平 27 障発 0331 第 26 号 第二 1 (2)</p> <p>平 24 障発 0330 第 16 号 第二 1 (3)</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>なるサービス提供時間が確保される必要があること。</p> <p>なお、指定障害児通所支援事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、通所給付決定保護者等に対し、事前に十分説明を行う必要があること。</p> <p>(5) 定員規模別単価の取扱いについて</p> <p>① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用（入所）定員の規模に応じた報酬を算定する。</p> <p>② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</p> <p>③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。</p>	<p>平 24 障発 0330 第 16 号 第二 1 (4)</p>
<p>2 児童発達支援給付費</p> <p>(1) 児童発達支援センターにおいて指定児童発達支援を行う場合</p>	<p>児童発達センターにおいて、指定児童発達支援を行う場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、京都府知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準（次のア及びイに該当すること）</p> <p>ア (2)児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合、(3)児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合でないこと。</p> <p>イ 児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。</p>	<p>平24厚告122 別表第1の1 の注1</p> <p>平 24 障発 0330 第 16 号 第二 2 (1)① (一)</p>
<p>(2) 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p>	<p>児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、京都府知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平24厚告122 別表第1の1 の注1</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
(3) 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	<p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準（次のア及びイに該当すること）</p> <p>ア 障害児が難聴児であること。</p> <p>イ 児童指導員及び保育士、言語聴覚士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士は4人以上であること。</p> <p>児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合にあつては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、京都府知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 24 障発 0330 第 16 号 第二 2 (1) ① (二)</p> <p>平24厚告122 別表第1の1 の注1</p>
	<p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準（次のア及びイに該当すること）</p> <p>ア 障害児が重症心身障害児であること。</p> <p>イ 看護師、児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、看護師、機能訓練担当職員は1人以上であること。</p>	<p>平 24 障発 0330 第 16 号 第二 2 (1) ① (三)</p>
(4) 児童発達支援センター以外で、指定児童発達支援を行う場合	<p>児童発達支援センター以外で、指定児童発達支援を行う場合にあつては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、京都府知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平24厚告122 別表第1の1 の注2</p>
	<p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準（次のアからウに該当すること）</p> <p>ア (5) 児童発達支援センター以外で、重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>イ 指定児童発達支援の単位であつて、指導員又は保育士若しくは機能訓練担当職員の員数の総数が、次の (i) 又は (ii) のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 障害児の数が10人以下の指定児童発達支援の単位にあつては、2人以上</p> <p>(ii) 障害児の数が11人以上の指定児童発達支援の単位にあつては、2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること</p> <p>ウ 次の (i) から (iii) のいずれかの要件を満たす基準該当児童発達支援事業所であること。</p> <p>(i) 指定通所基準第5条第1項第1号の「従業者の員数 指導員又は保育士」の基準を満たし、児童発達支援管理責任者を配置し、個別支援計画を作</p>	<p>平 24 障発 0330 第 16 号 第二 2 (1) ① (四)</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>成していること</p> <p>(ii) 指定生活介護事業所が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して基準該当児童発達支援を提供する場合であって、指定生活介護事業所の従業員の員数が、基準該当児童発達支援を受ける障害児の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 また、障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(iii) 介護保険法による指定通所介護事業所が(ii)と同様の理由により、障害児に対して指定通所介護を提供する場合であって、指定通所介護事業所の従業員の員数が、基準該当児童発達支援を受ける障害児の数を含めて当該指定通所介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。 また、障害児入所施設その他関係施設から、指定通所介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p>	
(5) 児童発達支援センター以外で、重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	<p>児童発達支援センター以外で、重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、京都府知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準（次のア及びイに該当すること）</p> <p>ア 障害児が重症心身障害児であること。</p> <p>イ 看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員をそれぞれ1人以上配置していること。</p>	<p>平24厚告122別表第1の1の注2</p> <p>平 24 障 発 0330 第 16 号 第二 2 (1) ① (五)</p>
(6) 減算が行われる場合	<p>児童発達支援給付費の算定に当たって、以下の①から③のいずれかに該当する場合に、それぞれ①から③に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p>	<p>平24厚告122別表第1の1の注3</p>
① 定員超過減算及び人員欠如減算	<p>利用者の数又は従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の一のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合</p> <p style="text-align: center;">100分の70</p>	<p>平24厚告122別表第1の1の注3(1)</p>
<定員超過減算>	<p>イ</p> <p>(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 利用定員50人以下の場合</p> <p>1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数。以下この（一）から（三）までにおいて同じ。）が、利用定員（複数</p>	<p>平24障発0330第16号 第二 1 (5) ①～④,</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この（一）から（三）までにおいて同じ。）に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>（二） 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>（例） 利用定員30人、1月の開所日数が22日の場合 ・ $30人 \times 22日 \times 3月 = 1,980人$ ・ $1,980人 \times 1.25 = 2,475人$（受入可能延べ障害児数） ※ 3月間の総延べ障害児数が1,980人を超える場合に減算となる。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。</p> <p>（三） 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い 多機能型事業所における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、（一）及び（二）と同様とする。 ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあつては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。</p> <p>（例1） 利用定員30人の多機能型事業所（児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算 ・ 児童発達支援 → $10人 \times 150\% = 15人$（利用定員を超える受入れ可能人数5人） ・ 生活介護 → $20人 \times 150\% = 30人$（利用定員を超える受入れ可能人数10人） サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。 ・ 児童発達支援 → 15人 ・ 生活介護 → 30人</p>	

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>(例2) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所（児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人）の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 <ul style="list-style-type: none"> → 10人×22日×3月＝660人 660人×125%＝825人（利用定員を超える受入可能人数→825人－660人＝165人） ・ 生活介護 <ul style="list-style-type: none"> → 20人×22日×3月＝1,320人 1,320人×125%＝1,650人（利用定員を超える受入可能人数→1,650人－1,320人＝330人） <p>サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 → 825人 ・ 生活介護 → 1,650人 <p>◎ 上記＜定員超過減算＞における障害児の数の算定に当たっては、次の（一）又は（二）に該当する障害児を除くことができるものとする。 また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。</p> <p>（一） 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合</p> <p>（二） 就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合</p> <p>◎ 算定される単位数は、所定単位数の100分の70であるが、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</p> <p>◎ 京都府知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害児通所支援事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>なお、指定障害児通所支援事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、処遇等について十分配慮すること。</p>	<p>平24障発0330 第16号 第二 1(5)⑥</p> <p>平24障発0330 第16号 第二 1(5)⑦</p>
<p>＜人員欠如減算＞ （児童発達支援センター以外の事業所で、指定児童発達支援を行う場合）</p>	<p>□</p> <p>（一） 指定通所基準の規定により配置すべき看護師、（児童）指導員、保育士及び機能訓練担当職員については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。（二）、（三）及び（四）において同じ。）につい</p>	<p>平24障発0330 第16号 第二 1(6)①～④</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
② 通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合	<p>て減算される。</p> <p>また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>(二) (一) 以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>(三) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>(四) 多機能型事業所であって、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき（児童）指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。</p> <p>◎ 算定される単位数は、所定単位数の100分の70であるが、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</p> <p>◎ 人員基準については、指定通所基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定通所基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。</p> <p>◎ 京都府知事は、著しい人員欠如が継続する場合には従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。 当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p>	<p>平24障発0330 第16号 第二 1(6)⑤</p> <p>平24障発0330 第16号 第二 1(6)⑥</p>
	<p>指定児童発達支援の提供に当たって、通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合 100分の95</p> <p>当該減算は、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算するものである。</p> <p>(一) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画等が作成されていないこと。</p> <p>(二) 指定通所基準又は指定入所支援基準に規定する通所支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。</p> <p>◎ 算定される単位数は、所定単位数の100分の95であるが、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。</p>	<p>平24厚告122 別表第1の1 の注3(2)</p> <p>平24障発0330 第16号 第二 1(7)①～ ⑤</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
③ 開所時間減算	<p>◎ 京都府知事は当該規定を遵守するよう指導を行う。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(1) 運営規程に定める営業時間が4時間以上6時間未満である場合は、所定単位数に100分の85を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) 運営規程に定める営業時間が4時間未満である場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>◎ ここでいう「営業時間」には、送迎に要する時間は含まれない。</p> <p>◎ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならない。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の割合を乗ずること。</p> <p>◎ 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p>	<p>平24厚告122 別表第1の1 の注4</p> <p>平 24 障発 0330 第 16 号 第二 2 (1) ① (六)</p>
(7) 複数の減算事由に該当する場合の取扱い	<p>複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。（所定単位数の100分の70×100分の70＝所定単位数の100分の49の報酬を算定するものではない。）</p> <p>なお、京都府知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする</p>	<p>平24障発0330 第16号 第二 1 (8)</p>
3 児童発達支援管理責任者専任加算	<p>児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして京都府知事に届け出た指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援を行った場合、利用定員に応じ、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 主として障害児（難聴児又は重症心身障害児を除く）を通わせる児童発達支援センターにおいて、障害児に対し指定児童発達支援を行った場合。</p> <p>(1) 利用定員が30人以下の場合 68単位 (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 51単位 (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 41単位 (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 34単位 (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 29単位</p>	<p>平24厚告122 別表第1の1 の注6</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 25単位 (7) 利用定員が81人以上の場合 22単位 ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合 (1) 利用定員が20人以下の場合 102単位 (2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 68単位 (3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 51単位 (4) 利用定員が41人以上の場合 41単位 ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (1) 利用定員が20人以下の場合 102単位 (2) 利用定員が21人以上の場合 68単位 ◎ イ～ハについて、管理者と兼務している者については加算の要件を満たさないことに留意すること。 ニ 主として主として障害児（難聴児又は重症心身障害児を除く）を通わせる児童発達支援センター以外の事業所において、障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (1) 利用定員が10人以下の場合 205単位 (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 102単位 (3) 利用定員が21人以上の場合 68単位 ホ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外の事業所において、重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (1) 利用定員が5人の場合 410単位 (2) 利用定員が6人の場合 342単位 (3) 利用定員が7人以上の場合 293単位 (4) 利用定員が8人の場合 256単位 (5) 利用定員が9人の場合 228単位 (6) 利用定員が10人の場合 205単位 (7) 利用定員が11人以上の場合 102単位	平24障発0330 第16号 第二 2(1)②
4 人工内耳装用児支援加算	主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対し指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (1) 利用定員が20人以下の場合 603単位 (2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 531単位 (3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 488単位 (4) 利用定員が41人以上の場合 445単位	平24厚告122 別表第1の1 の注7
5 指導員加配加算・児童指導員等配置加算	(1) 指導員加配加算 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え イ 児童指導員等（①児童指導員、②保育士若しくは③「別に厚生労働大臣が定める基準」（＝強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を	平24厚告122 別表第1の1 の注8 平24厚告270 第1号

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
6 家庭連携加算	<p>◎ 従業者のうち、1以上が児童指導員等（児童指導員、保育士又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者（「基礎研修終了者等」）若しくは行動援護従業者養成研修修了者）であること。</p> <p>イ 所要時間1時間未満の場合 187単位 ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位</p> <p>指定児童発達支援事業所において、従業者が児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談支援等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24障発0330第16号 第二 2(1)①</p> <p>平24厚告122別表第1の2の注</p>
7 事業所内相談支援加算	<p>◎ 保育所又は学校等（以下「保育所等」という。）の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。</p> <p>指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平24障発0330第16号 第二 2(1)⑤</p> <p>平24厚告122別表第1の2の注</p>
8 訪問支援特別加算	<p>イ 所要時間1時間未満の場合 187単位 ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位</p> <p>指定児童発達支援事業所等において、継続して指定児童発達支援等を利用する障害児について、連続して5日間、当該指定児童発達支援等の利用がなかった場合において、児童発達支援等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談支援等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p>◎ 通所報酬告示第1の3の訪問支援特別加算については、指定障害児通所支援事業者等の利用により、障害児の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3ヶ月以上継続的に当該指定障害児通所支援事業者等を利用していただ障害児が、最後に当該指定障害児通所支援事業者等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定障害児通所支援事業者等の利用がなかった場合、障害児の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定障害児通所支援事業者等を利用するための働き</p>	<p>平24厚告122別表第1の3の注</p> <p>平24障発0330第16号 第二 2(1)⑥</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>9 食事提供加算 (児童発達支援センターである児童発達支援事業所のみ)</p>	<p>かけ、当該障害児に係る通所支援計画の見直し等の支援を行った場合に加算するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該障害児に係る通所予定日にかかわらず、開所日で5日間をいうものであることに留意すること。</p> <p>◎ 所要時間については、実際に要した時間に要した時間により算定されるのではなく、通所支援計画に基づいて行われるべき指定児童発達支援等に要する時間に基づき算定されるものである。</p> <p>また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定障害児通所支援事業所等の利用後、再度5日間以上連続して指定障害児通所支援事業所等の利用がなかった場合にのみ対象となるものである。</p>	
	<p>イ 食事提供加算(Ⅰ) 30単位</p> <p>食事提供加算(Ⅰ)については、児童発達支援センターにおいて、児童福祉法施行令第24条第1項第2号に掲げる「中間所得者」の施設給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚告122 別表第1の4の注1</p>
	<p>ロ 食事提供加算(Ⅱ) 40単位</p> <p>食事提供加算(Ⅱ)については、児童発達支援センターにおいて、児童福祉法施行令第24条第1項第三号に掲げる「低所得者等」の施設給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>◎ 食事提供加算については、児童発達支援センター内の調理室を使用して原則として当該施設が自ら調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で</p> <p>第三者に委託することは差し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障害児に提供するような方法も認められない。</p> <p>なお、1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を通所給付決定保護者から徴収して差し支えない。</p>	<p>平24厚告122 別表第1の4の注2</p> <p>平24障発0330 第16号 第二 2(1)⑦</p>
<p>10 利用者負担上限額管理加算</p>	<p>指定児童発達支援事業所が、通所決定給付保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき、150単位を加算しているか。</p> <p>◎ 「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等の利用に係る通所利用者負担額のみでは負担上限月額には満たないが、他の一又は複数の指定通所支援の利用に係る通所利用者負担額を合計した結果、</p>	<p>平24厚告122 別表第1の5の注</p> <p>平24障発0330 第16号 第二 2(1)⑧</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>負担上限月額を超える場合に生ずる事務を行った場合をいうものであるので、次の（一）又は（二）のいずれかに該当する場合には、この加算は算定しない。</p> <p>（一） 1月の通所利用者負担額の合計が負担上限月額を超過していない場合 （二） 通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等の利用に係る通所利用者負担額が負担上限月額に到達している場合</p>	
11 福祉専門職員配置加算	<p>イ 福祉専門職員配置加算（Ⅰ） 15単位 福祉専門職員配置加算（Ⅰ）については、指定施設基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして京都府知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ロ 福祉専門職員配置加算（Ⅱ） 10単位 福祉専門職員配置加算（Ⅱ）については、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして京都府知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>ハ 福祉専門職員配置加算（Ⅲ） 6単位 福祉専門職員配置加算（Ⅲ）については、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとして京都府知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又はロの福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>（1） 指定施設基準第5条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（（2）において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 （2） 児童指導員等として常勤で配置されている施設従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p> <p>◎ 「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。</p>	<p>平24厚告122 別表第1の6の注</p> <p>平24障発0330 第16号 第二 2(1)⑨</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令																								
12 栄養士配置加算 (児童発達支援センターである児童発達支援事業所のみ)	<p>◎ ロ(2)の「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。 また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。</p> <p>イ 栄養士配置加算(Ⅰ)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 入所定員が 40 人以下の場合</td> <td style="text-align: right;">37 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合</td> <td style="text-align: right;">30 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(3) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合</td> <td style="text-align: right;">25 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(4) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合</td> <td style="text-align: right;">21 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(5) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合</td> <td style="text-align: right;">19 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(6) 入所定員が 81 人以上の場合</td> <td style="text-align: right;">16 単位</td> </tr> </table> <p>栄養士配置加算(Ⅰ)については、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして京都府知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、入所定員に応じ1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p> <p>ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 入所定員が 40 人以下の場合</td> <td style="text-align: right;">20 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合</td> <td style="text-align: right;">16 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(3) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合</td> <td style="text-align: right;">13 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(4) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合</td> <td style="text-align: right;">11 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(5) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合</td> <td style="text-align: right;">10 単位</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(6) 入所定員が 81 人以上の場合</td> <td style="text-align: right;">9 単位</td> </tr> </table> <p>栄養士配置加算(Ⅱ)については、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして京都府知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 栄養士を1名以上配置していること。 (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p> <p>◎ 栄養士配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)とも、調理業務の委託先によりのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できない。</p>	(1) 入所定員が 40 人以下の場合	37 単位	(2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	30 単位	(3) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	25 単位	(4) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	21 単位	(5) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	19 単位	(6) 入所定員が 81 人以上の場合	16 単位	(1) 入所定員が 40 人以下の場合	20 単位	(2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	16 単位	(3) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	13 単位	(4) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	11 単位	(5) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	10 単位	(6) 入所定員が 81 人以上の場合	9 単位	<p>平24厚告122 別表第1の7の注1</p> <p>平24厚告122 別表第1の7の注2</p> <p>平24障発0330 第16号 第二 2(1)⑩</p>
(1) 入所定員が 40 人以下の場合	37 単位																									
(2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	30 単位																									
(3) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	25 単位																									
(4) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	21 単位																									
(5) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	19 単位																									
(6) 入所定員が 81 人以上の場合	16 単位																									
(1) 入所定員が 40 人以下の場合	20 単位																									
(2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	16 単位																									
(3) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	13 単位																									
(4) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	11 単位																									
(5) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	10 単位																									
(6) 入所定員が 81 人以上の場合	9 単位																									
13 欠席時対応加算	<p>指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定児童発達支援事業所従業者が、障</p>	<p>平24厚告122 別表第1の8の注</p>																								

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
14 特別支援加算	<p>害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、94単位を算定しているか。</p> <p>◎(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p>	<p>平24障発0330 第16号 第二 2(1)⑪</p>
	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして京都府知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき25単位を加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。ただし、加算の対象となる障害児が難聴児である場合にあっては言語聴覚士を除き、重症心身障害児である場合にあっては理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。</p> <p>(二) 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。</p> <p>(三) 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次のイから二までに掲げるいずれにも該当する場合</p> <p>イ 特別支援加算の対象となる障害児（特別加算児）に係る児童発達支援計画を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（特別支援計画）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。</p> <p>ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。</p> <p>ハ 特別支援計画の作成又は見直しにあたって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。</p> <p>ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。</p>	<p>平24厚告122 別表第1の9の注</p> <p>平24厚労告269・ 第4号</p> <p>平24厚労告270 第1号の2</p>
	<p>◎ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導職員を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導（「特別支援」）について算定する。</p> <p>◎特別支援を行うに当たっては、児童発達支援計画</p>	<p>平24障発0330 第16号 第二 2(1)⑫</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
15 医療連携体制加算	<p>を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p> <p>◎次に該当する場合には、当該加算は算定できない。</p> <p>ア 児童発達支援センターにおいて、難聴児に対し、言語聴覚士による訓練を行う場合。</p> <p>イ 児童発達支援事業所（児童発達センター、非センター事業所かは問わない）において、重症心身障害児に対し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訓練を行う場合。</p> <p>イ 医療連携体制加算（Ⅰ） 500単位 医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し1日につき500単位を加算しているか。 ただし、重症心身障害児については、算定しない。</p> <p>ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250単位 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき250単位を加算しているか。 ただし、重症心身障害児については、算定しない。</p> <p>ハ 医療連携体制加算（Ⅲ） 500単位 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき500単位を加算しているか。 ただし、児童発達支援事業所（児童発達センター、非センター事業所かは問わない）において、重症心身障害児に指定児童発達支援を行う場合は、算定できない。</p> <p>ニ 医療連携体制加算（Ⅳ） 100単位 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合、障害児1人に対し、1日につき100単位を加算しているか。ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）又は医療連携体制加算（Ⅱ）を算定している場合は算定しない。また児童発達支援事業所（児童発達センター、非センター事業所かは問わない）において、重症心身障害児に指定児童発達支援を行う場合においても、算定できない。</p> <p>◎ 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援事業所等として行うものであるから連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。</p> <p>◎ 指定児童発達支援事業所等は、当該障害児に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ</p>	<p>平24厚告122 別表第1の10の 注1～4</p> <p>平24障発0330 第16号 第二 2(1)⑬</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
16 送迎加算	<p>入手し本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努めるものとする。</p> <p>◎ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。</p> <p>イ 障害児（重症心身障害児を除く）に対して行う場合 54単位</p> <p>ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位</p> <p>(1) イについては、障害児（重症心身障害児を除く）に対して、その居宅と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき加算しているか。ただし、当該加算は、児童発達支援センターでない事業所において指定児童発達支援を行う場合に限り算定できる。</p> <p>(2) ロについては、送迎の際に、運転手に加えて、指定基準によりおくべき直接支援業務に従事する者を1以上配置している場合に、京都府知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき加算しているか。</p> <p>◎ 重症心身障害児の送迎については、本体報酬により評価していることから、本加算においては、運転手に加え直接支援業務に従事する職員を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。 なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> <p>◎ 送迎については、事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所や最寄り駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p>	<p>平24厚告122 別表第1の11の 注1,2</p> <p>平24厚労告269 第4号の2</p> <p>平24障発0330 第16号 第二 2(1)⑭</p>
	17 延長支援加算	<p>運営規程に定める営業時間が8時間以上であるものとして京都府知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 延長時間1時間未満の場合 61単位 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位 延長時間2時間以上の場合 123単位</p> <p>ロ 重症心身障害児の場合 延長時間1時間未満の場合 128単位 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位 延長時間2時間以上の場合 256単位</p> <p>◎ ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
18 関係機関連携加算	<p>時間は含まれない。</p> <p>◎ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。</p> <p>◎ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）が1名以上配置していること。</p> <p>◎ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受け入れ先が不足している等の延長した支援が必要やむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児利用計画に記載されていること。</p> <p>イ 関係機関連携加算（Ⅰ） 200単位</p> <p>障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る+児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。</p> <p>ロ 関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位</p> <p>障害児が就学予定の小学校若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等の連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。</p>	<p>第二 2 (1) ⑮</p> <p>平24厚告122 別表第1の12の2</p>
19 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から17までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から17までにより算定した単位数の100分の56に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から17までにより算定した単位数の100分の31に相当する単位数</p> <p>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>注)厚生労働大臣が定める基準</p> <p>1 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改</p>	<p>平24厚告122 別表第1の13の注</p>

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 当該事業者において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、京都府知事に届け出ていること。</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図る為に福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について京都府知事に届け出ること。</p> <p>④ 当該事業者において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を京都府知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていないこと。</p> <p>⑥ 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること</p> <p>（一）福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>（二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（三）福祉・介護職員資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施及び研修の機会を確保すること。</p> <p>（四）（三）について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（五）福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇級する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>2 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1の①から⑥まで、⑦の（一）から（四）まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
20 福祉・介護職員 処遇改善特別加算	<p>3 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 1①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合していること。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>（一）次に掲げる要件の全てに合致すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">b a の要件について書面をもって作成し、すべての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（二）次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">b a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>③ 平成20年10月から1の②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用の概算額を、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>4 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 1①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ3の②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>5 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） 1①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、指定児童発達支援を行った場合にあつては、1から16までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、19の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。</p> <p>注）厚生労働大臣が定める基準 19の福祉・介護職員処遇改善加算①から⑥に掲げる基準を満たしていること。</p>	